

山口県告示第四百七十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年八月三十日から同年九月二十

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)							
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)				
七	七	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大		
		五・八	二〇	二〇	一〇〇	二〇	二五	二	二・五	八一	一〇〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	
合併処理浄化槽	水素イオン濃度 (水素指数)	七	通常最大	" 八一
	化学的酸素要求量 (mg/l)	五・八	通常最大	
	浮遊物質量 (mg/l)	二〇〇	通常最大	" 一〇〇
	大腸菌群数 (個/cm ³)	二五〇	通常最大	
	窒素 (mg/l)	四〇	通常最大	" 一〇〇
	リン (mg/l)	五〇	通常最大	

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
鉄筋コンクリート	製	一〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	平成一九七、二二	平成一九七、二二	平成一九七、三〇

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七二	通常最大	通常最大	八一
	五・八	二〇	一〇〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供する過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二第十三号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

四 変更しようとする事項の内容

排出水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口		項目		排出水の汚染状態の値	排出水の一日当たりの量(m ³)
	変更後	変更前	通 常	最 大		
	"	七・四	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常	最 大	二九、五九〇
	"	八・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常	最 大	二九、八〇〇
	一一・四	一一・五	浮遊物質 (mg/l)	通 常	最 大	二九、七三五
	"	一一・九	窒油類 (mg/l)	通 常	最 大	二九、九四五
	一七・九	一八	窒素 (mg/l)	通 常	最 大	
	四七・八	四八	リン (mg/l)	通 常	最 大	

No.10		No. 8		No. 7		No. 6		No. 3		No. 2	
排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	七・五	"	"	"	八・三	"	"	"	七・五	"	七・二
"	八・六 五〃五	"	九〃六	"	八・七 五〃五	"	八・七 五〃三	"	八・六 五〃五	"	"
四・四	七・六	"	"	"	三・一	"	"	"	三・五	"	六・七
五・七	九・一	"	"	"	"	"	四・五	"	四・四	"	七・四
"	一三	"	"	"	"	"	七	"	一八	"	一二
"	二五	"	"	"	"	"	一三	"	二三	"	二三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	六・四	"	"	"	"	"	〇・六	"	〇・六九	"	一・二
一六	一七・三	"	"	"	"	"	"	"	三	"	二
"	〇・二八	"	"	"	〇・〇六	"	"	"	〇・〇五	"	〇・〇六
"	二	"	"	"	"	"	"	"	〇・二	"	"
"	二八、三七五・九	"	八五、一二〇	"	六四八、〇〇〇	"	九、二〇〇	"	三六、七五〇	四四、六一七・九	四四、七六二・九
"	八八、九〇八・九	"	八五、一二〇	"	六四八、〇〇〇	"	九、二〇〇	"	五一、五二四	四六、七九六	四六、九四一

山口県告示第四百七十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関成

許可番号	開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	許可年月日
水開第五八号組合	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番一四号	山口県漁協下松地方卸売市場	下松市大字西豊井字山崎屋地先無番地	平成一七、八、一七

山口県告示第四百七十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売の業務を許可した。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関成

許可番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	取扱品目の部類	許可年月日
水卸第六〇号組合	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番一四号	山口県漁協下松地方卸売市場	下松市大字西豊井字山崎屋地先無番地	水産物部	平成一七、八、一七

山口県告示第四百七十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線厚南高架橋(仮称)橋りょう整備工事(下部工第十二工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線厚南高架橋(仮称)橋りょう整備工事(下部工第十二工区)

- (一) 工事場所 宇部市大字妻崎開作字開二二三ノ割及び字開二三二四ノ割地内
- (二) 工事の概要

構	造	数	量
鋼管杭基礎ラーメン式橋脚		一基	
鋼管杭基礎張出し式橋脚		一基	

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年八月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあっては、法第二十七条の二

十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったもののうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が八百以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月二日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六一二一一三三四五)にすること。

山口県告示第四百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関成

区画道路	起 点	終 点	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
区画道路六―一四	下松市大字末武下 字浜田四六三の四	下松市大字末武下 字七反田三七八の	六・〇	一四六・八九	" "
区画道路六―八	下松市大字末武下 字堂免四三三の二	下松市大字末武下 字堂免四三二の二	六・〇	四四・〇〇	" "
区画道路六―七	下松市大字末武下 字堂免四三〇の二	下松市大字末武下 字鎮守免四四八の	六・〇	一九七・五九	" "
区画道路六―六	下松市大字末武下 字鎮守免四四八の	下松市大字末武下 字孤房四四四の六	六・〇	四八・四三	" "
周南都市計画道路 三・五・二百十七 大海線	下松市大字末武下 字玉釣四二九の六	下松市大字末武下 字鎮守免四四八の	一六・〇 一七・四	二八一・五〇	平成一七 八、三〇



(四五七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年八月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 人類学研究機構

- 代表者の氏名 松下 孝幸
- 主たる事務所の所在地 下関市横野町一丁目一番一九号
- 三 定款に記載された目的

一般市民及び子ども達に対して、歴史学、考古学及び人類学等の研究成果を多様な手段で広く普及させるとともに、世界の多様な民族の歴史及び生活を紹介する事業を行い、もって人類の共生の実現に寄与すること。

(四五八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十七年十月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年八月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人環境みらい下関
代表者の氏名 坂本 紘二
主たる事務所の所在地 下関市古屋町一丁目一八番一号

(四五九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十七年十月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年八月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人子どもとともに山口県の文化を育てる会

代表者の氏名 山田 宏
 主たる事務所の所在地 佐波郡徳地町大字小古祖三三三六番地

(四六〇) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年八月三十日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称 所在地	指定年月日	
株式会社ダスキ ンせらい 有限会社ドリー ムライフ	光市浅江一丁目 二番一〇号 訪問介護ステ ーション周南 訪問介護ステ ーションドリー ムライフ	下松市琴平町一 丁目二番一 九号 周南市秋月二 丁目三番三 六号 周南市秋月二 丁目三番三 六号	平成一七、 八、一

社会福祉法人幸 寿会	熊毛郡平生町大 字平生町五の 一	社会福祉法人幸 寿会ヘルパー ズガーデン	熊毛郡平生町大 字平生町五の 一	"	"	"
---------------	------------------------	----------------------------	------------------------	---	---	---

(四六一) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年八月三十日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称 所在地	指定年月日	
有限会社花咲美	山口市大字大内 矢田一九二の八	デイサービス花 咲美 山口市大字大内 矢田一九二の八	平成一七、 八、一

有限会社かめは
うす
〇六の六
かめはうすデ
イサービスセン
ター
〇六の六
" " " "

(四六一) 指定居宅介護支援事業者の指定
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十七年八月三十日

指定居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称 所在地	指定年月日	
有限会社花咲美	山口市大字大内 矢田一九二の八	ケアプランサ ー 花咲美 山口市大字大内 矢田一九二の八	平成一七、 八、一

(四六三) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止の届出がありました。

平成十七年八月三十日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名 称 所在地	廃止年月日	
特定非営利活動 法人優喜会	光市大字岩田二 四八八の二〇	ヒューマン・ラ イフ・ケアきら ら周南事業所 周南市大字須々 万本郷一二三二 の二	平成一七、 七、三一

(四六四) 訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の廃止の届出がありました。

平成十七年八月三十日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名 称 所在地	廃止年月日	
有限会社花咲美	山口市大字大内 矢田一九二の八	山口市大字大内 矢田一九二の八	平成一七、 八、一

指定居宅サービス事業者
氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地
居宅サービス事業を廃止した
事業所 名称 所在地 廃止年月日

医療法人樹一会 山口市駅通り二丁目一〇番七号
訪問看護ステーションスマイル 山口市駅通り二丁目三番二四号
平成一七、六、三〇

(四六五) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者
名称 主たる事務所の所在地
居宅サービス事業を廃止した
事業所 名称 所在地 廃止年月日

株式会社M.C.S. 下松市大字西豊井一四〇七
株式会社M.C.S.介護用品販売事業部 下松市大字西豊井一四〇四の一
平成一七、六、三〇

(四六六) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者
名称 主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業を廃止した
事業所 名称 所在地 廃止年月日

有限会社フロア 周南市代々木通二丁目二五
指定居宅介護支援事業所ひまわり 周南市代々木通二丁目二五
平成一七、七、三一

(四六七) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成十七年八月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成十七年十一月十五日(火曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

防府市大字田島五八八番地の一

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成十七年九月三十日(金曜日)から同年十月十四日(金曜日)まで(郵送の場合)は、十月十四日までの消印のあるものは、有効とする。

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一一八五〇一)

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面
 八 受験手数料
 三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表は、平成十七年十二月一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部雇用・能力開発課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他
 (一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部雇用・能力開発課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
 (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部雇用・能力開発課指導班(電話〇八三一九三三三三三〇)にすること。

(四六八) 県営吉見地区(第二換地区)ほ場整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営吉見地区ほ場整備事業の施行に係る第二換地区につき、次の従前の土地を換地を定めたい土地として指定しました。

平成十七年八月三十日

土地の所在地	地目	面積 (平方メートル)	備考
下関市大字吉見下字尾袋一九四の一	田	二六	二井関成
字松田二五七〇の二	田	七〇	
字河本一六一の一	田	六〇八	
一六一の一	田	六〇七	
一六一の一	田	二二八	
一六一五	田	六〇八	
字樋の口一六四九	田	四、七六三	
一六五〇	田	一、〇三三	

字宮の前一六八五	田	二、二七七
字下山田一九七六	田	五四二
字東飯宿二〇二五の二	田	一一三
二〇三一の一	田	三〇四
二〇三七の二	田	一、七八
字長房二〇五〇の一	田	三、五四〇
二〇五一	田	九六五
二〇六九	田	三二〇
字樋渡二〇〇八	田	七五〇
字中村二二三三	田	二、五〇九
二二三七の一	田	六九四
二二三七の二	田	三〇〇
二二三八	田	一、三九五
字高畑二二三八の二	田	四三三・〇五



山口県選挙管理委員会告示第百二十一号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第六十五号)の全部を改正する。

平成十七年八月三十日

名称	所在地	指定年月日
ラポールゆや	山口県選挙管理委員会委員長 長門市油谷新別名八三三	福田隆司 平成一〇、四、一三

山口県選挙管理委員会告示第百二十二号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成十四年山口県選挙管理委員会告示第六十六号)の全部を改正する。

平成十七年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山陽小野田市本山福祉会館	山陽小野田市大字小野田二七五の二	平成一四、一〇、七

山口県選挙管理委員会告示第百二十三号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

「小野田市須恵福祉会館

小野田市中央四丁目四番一号

平成八、五、二七」を

「山陽小野田市須恵福祉会館

山陽小野田市中央四丁目四番一号

」に

改める。

山口県選挙管理委員会告示第百二十四号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

「小野田市営住宅本山団地集会所	小野田市大字小野田五二三の一	五、二七
-----------------	----------------	------

県営住宅古開作団地集会所	須恵二丁目二番五号	須恵三丁目五番一号
--------------	-----------	-----------

小野田市営住宅古開作第二団地集会所	須恵三丁目五番一号	叶松一丁目一〇番三七号
-------------------	-----------	-------------

小野田市営住宅叶松団地集会所	叶松一丁目一〇番三七号	新有帆町二三番二号
----------------	-------------	-----------

小野田市営住宅有帆団地集会所	新有帆町二三番二号	柿の木坂一丁目五番一号
----------------	-----------	-------------

小野田市営住宅平原団地集会所	柿の木坂一丁目五番一号	叶松一丁目一三番三三号
----------------	-------------	-------------

県営住宅叶松団地集会所	叶松一丁目一三番三三号	千代町一丁目二番二八号
-------------	-------------	-------------

小野田市中央福祉センター	千代町一丁目二番二八号	
--------------	-------------	--

を

山陽小野田市高千帆福祉会館	号	日の出三丁目一四番一	号	九、六
山陽小野田市高泊福祉会館	一	大字西高泊二七四の	号	九、六
山陽小野田市有帆福祉会館	一	新有帆町一番二号	号	九、六
山陽小野田市赤崎福祉会館	一	赤崎一丁目一番一号	号	九、六
山陽小野田市商工センター	一	中央二丁目三番一号	号	九、六
山陽小野田市労働会館	一	北竜王町九番四五号	号	九、六
山陽小野田市勤労青少年ホーム	一	日の出三丁目一番一	号	九、六
山陽小野田市石丸総合館	一	大字山川三四五の二	号	九、六
改め、				
「山陽町石丸総合館		厚狭郡山陽町大字山川三四五の二		
野波瀬漁協会館	三	大字三隅町大字三隅下三七〇九の		
日置町高齢者コミュニティセンター	一	日置町大字日置中一四五三		
日置農村環境改善センター	一	大字日置上五八九九		
日置町漁村センター	六	日置町大字日置中一三三二〇の		
宇津賀集落センター	一	油谷町大字後畑一八九四の一		
油谷勤労者体育センター	一	大字河原二〇一六の六		
削る。				

山口県選挙管理委員会告示第百二十五号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第百十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

「物産観光センター」を「長門市物産観光センター」に、

「農村婦人の家」を「長門市物産観光センター」に、

「農村婦人の家」を「長門市物産観光センター」に、

平成十七年八月三十日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円（送料共）